

介護保険通信

65歳以上の方の平成30年度の介護保険料が決定しました。
 「介護保険料賦課決定通知書(本徴収)」をご確認ください。(7月中旬に発送しています。)



介護保険料の納め方
 原則として年金からの天引きで納めていただきます。
 年金額等に応じて納め方が異なります。



あなたの年金額は？

年額18万円(月額1万5千円)以上の方
特別徴収
 年金の定期払い(年6回)の際に、介護保険料が天引きされます。

年額18万円(月額1万5千円)未満の方
普通徴収
 偶数月に、口座振替または、納付書で納めていただきます。

※特別徴収と普通徴収を併用する場合があります。

こんなときは普通徴収になります

- 特別徴収の方の保険料額が本算定後、変更になったとき・・・
 - 1.増額の場合は特別徴収と普通徴収の併用徴収となります。
 - 2.減額となった場合、翌年の8月までは特別徴収ができないため普通徴収となります。
- 他の市区町村から転入された方は・・・

それまで年金から天引きされていた方も当分の間、普通徴収となります。
- 年金担保融資を受けた時、または年金の現況届の提出が遅れた時など・・・

年金から天引きができなくなるので当分の間、普通徴収となります。
- 65歳になられた方は・・・

年金額が年額18万円以上の方も当分の間、普通徴収となります。

～仮徴収と本徴収～

仮徴収	4月(1期)	平成28年中の収入等をもとに、 仮 に計算した年間保険料額の半額を3回に分けて納めます。
	6月(2期)	
	8月(3期)	

本徴収	10月(4期)	平成29年中の収入等をもとに、 確定した 年間保険料額から仮徴収分を差し引いて3回に分けて納めます。
	12月(5期)	
	2月(6期)	

保険料を納めないでいると・・・

特別な事情がないのに保険料を滞納していると、介護サービスを利用した時に滞納した期間に応じて下記のような措置があります。保険料は、納め忘れのないようにしましょう。

1年以上滞納すると
 利用者がいったんサービスの全額を負担し、その後、申請により費用の保険給付分が支給されます。(償還払い)

1年6か月以上滞納すると
 滞納している保険料の額を本来支給される保険給付の額から差し引くことがあります。

2年以上滞納すると
 利用者の負担割合が3割または4割に引き上げられるなどの措置がとられます。(給付減額)

困ったときはご相談を！

災害などの特別な事情により、一時的に保険料が納められなくなった時は、保険料の減免や納付の猶予を受けられる場合があります。また、生活が著しく困窮し、生計を維持することが困難であると認められた方は、保険料の軽減措置がありますので、ご相談ください。

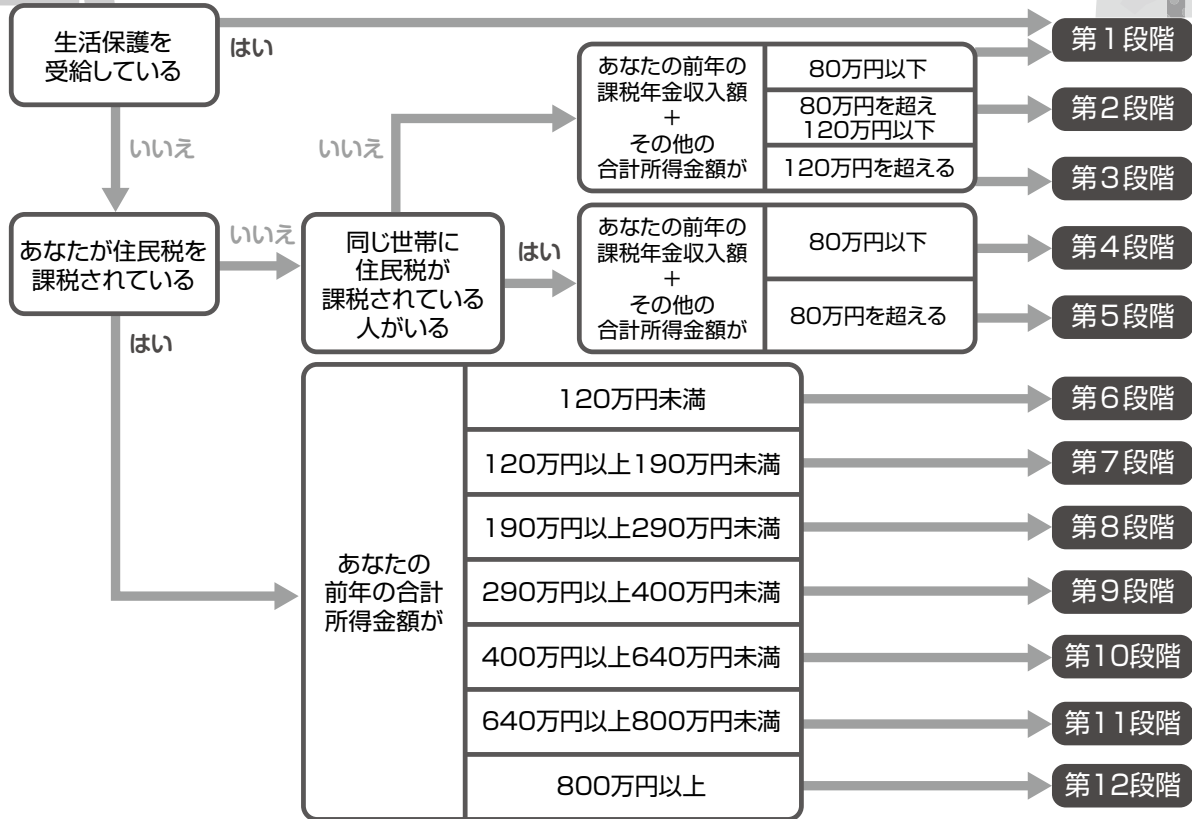


介護保険料が変わりました

介護保険料は、3年ごとに見直しをしています。
平成30年度から3年間の介護保険料は以下のとおりです。



65歳以上の方の介護保険料の決まり方



平成30年度～平成32年度の介護保険料

		段 階	保険料年額	対 象 者
本人が住民税非課税	非課税世帯	第1段階	33,804円	・生活保護を受給している ・本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下
		第2段階	52,584円	・本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下
		第3段階	56,340円	・本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円を超える
	課税世帯	第4段階	67,608円	・世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下
		第5段階	75,120円	・世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円を超える
本人が住民税課税	第6段階	90,144円	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満	
	第7段階	97,656円	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満	
	第8段階	112,680円	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満	
	第9段階	127,704円	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が290万円以上400万円未満	
	第10段階	142,728円	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上640万円未満	
	第11段階	165,264円	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が640万円以上800万円未満	
	第12段階	180,288円	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上	

※年間保険料を計算した結果、年額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

※「合計所得金額」とは、収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法が異なります)を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。また、長期譲渡所得や短期譲渡所得がある場合は、それにかかる特別控除額を差し引いた額を適用します。

※「その他の合計所得金額」とは、「合計所得金額」から年金収入にかかる所得を差し引いた金額のことでです。

おたずね／高齢者福祉課 ☎21-6972